

千駄谷小学校PTA細則

第 1 条 (選考委員会の構成)

選考委員会は学年部・本部役員・教職員若干名で構成する。

学年部6名、本部役員2名、教職員若干名を基準とし、その年度の事情を考慮して決める。

第 2 条 (選考委員の選出)

上記の委員については、運営委員会において選出する。

第 3 条 (選考委員会の運営)

運営についての内規は別に定める。

第 4 条 (各部委員の選出方法)

各学級より委員4名を選出し、その所属は学年内の委員の互選により決定する。

第 5 条 (各部委員の役割と任務)

①各部の役割は、およそ次の通りとし、年度初めの部会で活動計画を作成し、総会の承認を経て決定する。

②三役(学年部、広報部、校外部)委員に就任したもの及び各委員・係の部長副部長に就任したものは、次年度各クラスにおいて、前年度本部役員経験者の次に役を優先的に選ぶ権利を有する。

本項目は、令和元年入学児童の保護者から適用するものとする。

学年部 ・学級・学年別懇談会ほか集会活動などの運営推進
・その他、会の目的にかなう活動の分担・推進

広報部 ・会報の発行
・会員の意向を運営に反映させるための調査活動
・その他、会の目的にかなう活動の分担・推進

校外部 ・児童にかかわる地域の環境整備に関する情報収集
・児童の登下校の安全を確保するための活動の推進
・児童の健全育成のための校外生活指導
・児童の地区班活動の世話
・青少年対策地区委員会・体育会・町会など諸団体との連絡・協力
・その他、会の目的にかなう活動の分担・推進

各部は年度末に事業の改廃等についての意見をまとめ、次年度に申し送る。

第 6 条 (会費の納入及び返金)

(1) 会費の納入

- ・本会の会員は会費年額分を当該年度の学納費初回納入と同時に一括納入する。
- ・転入会員については当該年度の転入翌月からの在籍分の会費を初回に一括納入する。」

(2) 会費の返金

転出会員については当該年度の転出翌月から非在籍分の会費を返金請求できる。但し、返金を希望する場合は、転出月の翌月末までに会費返金申請書を提出しなければならない。なお振込手数料は返金額より差し引くこととする。

〔付〕 本細則は、平成15年4月1日より実施する。

本細則の改正は運営委員会の議決により行う。

令和4年4月 1 日一部改正